




平成16年(行)第15号

原告 市民オンブズパーソン栃木外二名
被告 宇都宮市上下水道事業管理者外一名

2005(平成17)年12月2日

被告 宇都宮市上下水道事業管理者
上下水道局長 今井利男

代理人弁護士 渋谷 川 孝 夫

指定代理人 郷 間 勝 男 

指定代理人 関 口 修 二 

指定代理人 篠 崎 善 久 

宇都宮地方裁判所第2民事部御中

証拠説明(2)

1 乙第5号証(写し)

「利根川水系湯西川湯西川ダムに係る水源地域整備事業の実施及び負担金の取扱い等に関する覚書」と題する書面で、その立証趣旨は当該覚書の内容である。なお、作成者は栃木県知事渡辺文雄及び宇都宮市長増山道保である。

2 乙第6号証(写し)

「利根川水系湯西川ダム建設事業に伴う財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業に要する経費についての協定書」と題する書面で、当該協定書の内容がその立証趣旨である。作成者は栃木県知事渡辺文雄、茨城県知事橋本昌、千葉県知事沼田武及び財団法人利根川・荒川水源地域対策基金理事長北野章である。